



消費生活 サポーター通信

令和6年度第9号

今月のテーマ

不審な訪問業者に
注意！



事例

- 「不用品はないか」と男性2人が突然訪ねてきて、あつという間に家にあがりこんだ。
- 驚いて「帰れ」と大声で言うと、2人は帰っていったが、その後も近所をうろうろしていた。
- どこの業者かわからないし、不審なので怖い。



アドバイス 不審な業者は家にあげないで！

訪問購入を行う場合は、事前に消費者の同意を得てから訪問しなければなりません。飛び込み勧誘は法律で禁止されています。

1. 見知らぬ業者が訪問してきても絶対に家に上げない。
2. 個人情報等を安易に他人に提供しない。

〔訪問者への対策〕

- ・玄関先などに「訪問販売お断り」という旨の張り紙等をあらかじめ掲示する
- ・インターホンやドア越しで対応し、相手の身分を確認する
- ・自分にとって不要なサービスであれば、はっきりと断る
- ・在宅時でも施錠を徹底する



参考：事業者等を装った訪問者に注意（警視庁）

https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/kurashi/higai/akisu/visitor_theft.html



YouTube

ちょっと待って！テルミちゃん
第109回「強引な訪問購入
に注意！」



◆ご相談は...

消費者ホットライン 局番なし ☎

いやや
188



（お近くの消費生活センターにつながります）

令和6年12月発行

青森県消費生活センター ☎017-722-3343（平日9時～17時30分 土・日・祝日10時～16時 ※年末年始休）

公式LINEに登録してね

友達登録方法

右のQRコードを読み込む
または

LINEの「友だち追加」から
「@638mbqrp」をID検索する

